

報告第8号

令和7年度三芳町健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度三芳町健全化判断比率を監査委員の意見を付して別紙のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

令和7年度三芳町健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.41)	— (18.41)	9.0 (25.0)	91.2 (350.0)

備考

- 1 各比率が算定されない場合は、「—」の記載です。
- 2 括弧内は、早期健全化基準です。



三芳監発第18号
令和8年8月7日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町監査委員 鈴木 隆
三芳町監査委員 玉田 伸

令和7年度三芳町財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、審査に付された令和7年度三芳町健全化判断比率を三芳町監査基準に準拠し審査したので、その結果を下記のとおり審査意見書として提出いたします。

記

1 審査の着眼点及び主な実施内容

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、提出された資料の照合及び関係職員の聴取により実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	13.41%
② 連結実質赤字比率	—	18.41%
③ 実質公債費比率	9.0%	25.00%
④ 将来負担比率	91.2%	350.00%

3 審査意見

健全化判断比率のすべての事項について、早期健全化基準を下回り、良好な状態であると認められるので、特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度

健全化判断比率

(算出資料)

三 芳 町

（単位：％）

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
113247	埼玉県	三芳町	－	－	9.0	91.2

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

（単位：％）

標準財政規模 （千円）	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.41	18.41	25.0	350.0
9,550,277	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	1,127,712	11.8
小 計		1,127,712	11.8
標準財政規模		9,550,227	100.0
実質赤字比率（％）		-11.80	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康特別会計	57,231	0.6
	介護保険特別会計	155,220	1.6
	後期高齢者医療特別会計	3,816	0.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	915,893	9.6
	下水道事業会計	1,391,591	14.6
法 非 適 用 企 業			
合 計		3,651,463	38.2
標準財政規模(再掲)		9,550,227	100.0
連結実質赤字比率（％）		-38.23	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和7年度決算)

Ver.07.00

団体名 埼玉県三芳町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和5年度	1,417,118			96,755	81,911			291,528	105,490	394,545	4,058
令和6年度	1,350,470			85,569	73,362			266,003	107,309	338,390	4,064
令和7年度	1,281,502			95,146	66,248			196,462	112,383	296,698	4,070

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和5年度	9,246,151		
令和6年度	9,306,960		
令和7年度	9,550,277		

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和5年度	9.15302
令和6年度	8.96034
令和7年度	9.11975

実質公債費比率 (3か年平均)
9.0

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に係 るもの(省令第7 条第1号)	いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)	
令和5年度										
令和6年度										
令和7年度										

総括表④ 将来負担比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名

埼玉県三芳町

将来負担額

（単位：千円）

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 （損失補償、信託、貸付）	連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
12,635,845	190,250	642,246	888,446	1,050,606	0	0	0	0	0	0	0

（分母比）

138

2

7

10

12

充当可能財源等

（単位：千円）

充当可能基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額
3,794,020	325,357	325,357	2,954,903

（分母比）

42

4

4

32

将来負担額 A

15,407,393

169

充当可能財源等 B

7,074,280

77

A - B

8,333,113

91

将来負担比率（%）

91.2

標準財政規模 C

9,550,227

105

算入公債費等の額 D

413,151

5

C - D

9,137,076

100

(単位:千円)

会 計 名		歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5～9-10)	繰越費 通次繰越額 (5)	繰越明許費 繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)～(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額(11) (3)-(4)	地方債 現在高(12)
一般会計		20,986,556	19,778,515	1,208,041	80,329	14,165	337,596				271,432	1,127,712	12,635,845
一般会計等に 属する特別会計				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
				0	0							0	
合 計		20,986,556	19,778,515	1,208,041	80,329	14,165	337,596	0	0	0	271,432	1,127,712	12,635,845

138

1②表 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位:千円)

[illegible]

(分母比)

1①表(純計) 一般会計等に係る実質収支額

Ver.07.00

団体名 埼玉県三芳町

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5~9-10)	継続費 通次繰越額 (5)	繰越明許費 繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額(11) (3)-(4)
一般会計	20,986,556	19,778,515	1,208,041	80,329	14,165	337,596				271,432	1,127,712
一般会計等に 属する特別会計			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
合 計	20,986,556	19,778,515	1,208,041	80,329	14,165	337,596	0	0	0	271,432	1,127,712
											標準財政規模
											9,550,227
											実質赤字比率 (%)
											-11.80

※ 本表は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出を基に実質赤字比率を算定するための様式です。